

最上町農業委員会第2回総会議事録

日 時 平成29年7月20日(火)午後2時50分～
場 所 最上町役場3階大会議室
招 集 者 最上町長 高橋重美

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議 案

1. 出席委員(12名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	3番 中 寫 聡
4番 奥山定次郎	5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣
7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明	9番 渡邊紀栄
10番 小林吉雄	11番 二戸孝一	12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

藤畑 智	今田源光	伊藤 凡
齊藤和広	菅 欣也	大場 充

4. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃	事務局次長 金田敏幸
事務筆耕 大澤真由美	事務筆耕 伊藤美賀子

5. 会議に付議した事項

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議案第3号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : 先ほどは第1回目の総会ということで、皆様からご協力をいただき、無事終了することができました。また、農地利用最適化推進委員の方々には、これから随時要件によりまして、案内を差し上げると思います。その際は、本総会に出席を賜ると思いますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

ただ今より、平成29年度最上町農業委員会第2回総会を開会いたします。本日は、全員出席でありますので、定足数に達しております。総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項の規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、1番委員、2番委員両名にお願いいたします。皆様にお願いがございます。本総会中は出来る限り私語は控えていただきます。質問(意見)の際、挙手の上、議席番号を述べてから、発言くださいますようお願いいたします。

それでは、日程第3、議事にはいります。

【議 事】

議 長 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。平成29年7月20日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(議案第1号について朗読説明6件)

7月14日に1番委員より調査をお願いしております。3ページの地図をご覧ください。申し上げたとおり御三方が所有されている土地を現在、写真のような田型に分筆をし、管理するという事です。

議 長 : ただ今、事務局より議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明がなされました。この6件につきまして、調査員報告があります。1番委員お願いします。

(1番委員挙手)

1番委員 : 7月14日に事務局次長と現地調査に向かいました。(1番から6番まで譲渡人、譲受人)3名の方で使いづらい昔のままの形に道路を作って、使いやすいように分け合ったということです。

議 長 : ただ今、1番から6番まで1番委員より一括で調査員報告がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

無いようですので、議案第1号について、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案第1号は原案のとおり、決定いたしました。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成29年7月20日提出 最上町農業委員会会長後藤一男
農地法の第5条というのは、農地の機能を変更して、第3者に貸したり、売買したりして、名義も変更して農地ではなくなるような申請手続きとなります。この許可は、農業委員会で決定はいたしますが、最終的に許可するのは、県になります。

(議案第2号について朗読説明1件)

議長： ただ今、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明がありました。1番について、調査員報告があります。職務代理よろしくをお願いいたします。

職務代理： 7月14日事務局次長と一緒に現地立会いをしてきました。現場は、事務局からの説明があったとおり、譲受人は、非農家です。よって、現況で農地を取得することは不可能だということで、今回5条申請で農地を除外して、譲り受けるという申請です。現況確認といたしましては、8・9・10ページで位置関係は、わかると思います。10ページで、作業場となっているところが譲受人の作業場であります。国道からの入り口、ちょうど降り口の左側が申請地です。現況は、畑になって作物も植栽されているのを確認してまいりました。付け加えまして、5条申請が通りましたら、その後県関係の承認をいただいて、その上で譲受人が取得して、利用するという形になります。以上です。

議長： ただ今、職務代理から調査員報告がありました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(9番委員挙手)

9番委員： 転用時期が永久となっておりますが、7ページ(被害防除計画書)を見ますと(造成の有無)で雪捨場として利用するものであり、造成は不要であ

るため、また建物の建設は行わないとありますが、永久というかずっと通用するものなののでしょうか。後で、建物を建てたら又は、それ以外の使い方をした場合は違反となるのでしょうか。

事務局 : 即近日で建物を建てるということは、考えられません。県にもこの計画書のとおり申請書と同じ報告をします。第5条は、県への申請許可となります。許可後は農地から外れるので、農業委員会としては、関わることは無いと思います。

9番委員 : はい、わかりました。

(2番委員挙手)

2番委員 : 関連ですけれども、現在地目が台帳では田になっていますが、転用するという事は、宅地になるのですか。田から何になるのかということと、転用事由が雪捨場となっていますが、それで5条の許可、県の許可は、下りるのでしょうか。譲受人が、農家ではないので田から転用しないと買えないということがあると思いますが、雪捨場だったら、特に宅地とかに直さなくてもいいのではと思ったのですが、雪捨場で県の許可は下りるかどうか確認です。

事務局 : 地目は、雑種地になります。取得する側は、重機等で除雪するので、借りたかたちで農地としたままで使用することは難しいということと、(雪捨場として以外にも)多目的に使いたいということ。具体的に資材置場として使用したいということは聞いておりません。

(職務代理挙手)

職務代理 : 2番委員の質問に関連して確認です。農地でも例えば譲受人が雪捨場として貸して欲しいという場合は農地を5条申請しなくてもできます。冬期間雪捨場として使用する場合は契約できますか。

事務局 : 個々の取り決めとしてはできます。ただ農業委員会を通して正式に契約したいということ。です。

職務代理 : その場合は、必ず5条にかかわってくるのですか。

事務局 : 譲受人が自由にその土地を使おうとする場合、農地のままだと不可能と考えられます。(地目を田から変更しなければならない)

職務代理 : 買い求めるのではなく、雪捨場としての冬期間の利用だけでも(5条申請は)必要ですか。

事務局 : 先ほどの補足説明でもありましたが、譲渡人が高齢になったことと後継者がいないことで農地として維持していくことが困難だということも鑑みての申請です。

職務代理 : 今事務局から説明がありましたけれども一時雪捨場としての貸し借りはできると思いますけれども、譲渡人が高齢者であり(その土地を)処分したいという事情と譲受人の雪捨場としてだけではないけれども(その土地を)譲り受けたいという事情で今回の5条としての雪捨場という申請内容となったと考えられます。以上です。

議長 : ただ今の意見は、職務代理の調査員報告も含めたものと思われま

事務局 : 補足になります(転用事由が)雪捨場としての5条申請も過去認められている事例があります。

議長 : 職務代理、2番委員、今の事務局からの説明でご理解いただけましたでしょうか。

職務代理 : はい。

2番委員 : はい。

議長 : その他にご意見、ご質問はございませんか。

無いようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決いたします。議案第2号について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成です。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

引き続き、議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成29年7月20日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(議案第3号について朗読説明4件)

議長： 議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明がありました。この4件につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

無いようですので、議案第3号について、採決いたします。議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」賛成の方、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございます。よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

【閉 会】

議長： 以上で本日の議案審議、並びに報告事項は全て終了いたしました。よって、平成29年度最上町農業委員会第2回総会を閉会いたします。